

## 厚生労働統計功労者功績表彰要領

平成13年 6 月 8日

平成17年 6 月 1日

平成21年 6 月 8日

平成24年 5 月17日

平成28年 7 月 4日

平成30年 8 月 3日

令和 元年 8 月29日

改正 令和 2 年 8 月 7日

## 第1 趣旨

厚生労働省所管の統計調査の発展のために尽力し、その業績又は成績が特に顕著である個人又は団体を表彰して、その功績を讃えるとともに、調査業務の円滑な実施と統計調査従事者の士気の高揚を図るため、この要領により表彰を行う。

## 第2 表彰の基準

表彰は、厚生労働統計の業務における業績又は成績が特に顕著である個人又は団体であって、次のいずれかに該当する者又は団体について行う。

## 1 個人表彰

- (1) 表彰対象年度末日現在において、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）に勤務する職員で、厚生労働統計関係事務に通算して10年以上従事し、勤務成績が優秀である者
- (2) 統計調査員（指導員を含む。）で、表彰対象年度末日現在において、厚生労働統計調査業務に通算して5回（月次調査においては5年）以上従事した者

## 2 団体表彰

表彰対象年度において、厚生労働統計調査に対する理解及び協力の状況が良好であり、調査票の提出が迅速で、かつ、その記載内容が適正である月次調査の調査事業所

## 第3 被表彰候補者の推薦者及び推薦人員

## 1 被表彰候補者の推薦

都道府県知事は、第2に該当する者又は団体のうち、表彰を受けることが適当と認められる者又は団体があるときは推薦する。

## 2 推薦人員

## (1) 個人表彰関係

第2の1に該当する者の人員については、各都道府県3名（人口300万人以上の都道府県にあつては4名、人口500万人以上の都道府県にあつては6名、人口70

0 万人以上の都道府県にあつては 8 名) 以内とする。

(2) 団体表彰関係

第 2 の 2 に該当する団体の数については、調査事業所数の規模に応じて別途定める。

第 4 選考の方法

別に定める選考委員会において選考した上で、厚生労働大臣が決定するものとする。

第 5 表彰の方法

地方公共団体職員に対する個人表彰、統計調査員（指導員を含む。）に対する個人表彰及び調査事業所に対する団体表彰については、各都道府県が主催する都道府県統計大会等において伝達する。

表彰は、感謝状を授与し、副賞を贈る。

第 6 表彰の期日

統計の日である 10 月 18 日とする。ただし、特段の事情が生じた場合は、この日のほか、臨時の表彰を行うことができる。

厚生労働統計功労者功績表彰要領第 4 に基づく選考委員会委員は下記の者とする。

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

政策統括官（統計・情報政策担当）

政策立案総括審議官

参事官（企画調整担当）

統計管理官（人口動態・保健社会統計室長）

統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長）

保健統計官

社会統計官

世帯統計官

賃金福祉統計官